

平成十三年政令第三百十八号

家内労働法第四条第二項及び第八条第一項の審議会を定める政令

内閣は、家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第四条第二項及び第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。